

大分市建設工事の情報共有システム活用要領の運用

(趣旨)

第1条 この運用は、「大分市建設工事における情報共有システム活用要領(以下「要領」)」を補完するものである。

(対象工事)

第2条 情報共有システム活用の可否、使用システム及び電子納品実施の有無等についての協議は工事着手前までに対面による打合せ又は電子メールにより行うものとする。
なお、監督員と行った実施の意向における協議内容については、情報共有システムにより後日、提出することとする。

2 特記仕様書への記載例は別紙「特記仕様書記載例」のとおりとする。

3 やむを得ず適用外とする場合は以下を想定している。

- ・現場事務所でのインターネット環境を確保できない工事
- ・生産性向上が見込めない場合
- ・その他実施が困難と認められる場合

(情報共有システム)

第3条 要領及び本運用に定めのない事項については、国土交通省「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(※1)及び「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】・【解説編】」(※2)、「営繕工事における情報共有システム機能要件」(※3)を参照するものとする。を参照するものとする。

※1 国土交通省 HP(https://www.cals-ed.go.jp/crl_guideline/)

※2 国土交通省 HP(https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)

※3 国土交通省 HP(<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

ただし、「工事完成図書の電子納品等要領」「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)」は適用しない。

2 利用環境の確認事項は以下のとおりとする。

(1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者(以下「現場代理人等」という。)は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量(1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。)となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度

(上り回線の速度が 5Mbps)を確認すること。

(2) 対応 OS の確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム (Windows など) の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨される CPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(4) 対応 WEB ブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨される WEB ブラウザ (Internet Explorer や Firefox など) 及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

(5) サポート体制の確認

発注者は、情報共有システムの利用方法について質問が可能なサポート体制があるか確認すること。

3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理 (主任) 技術者 (特例監理技術者、監理技術者補佐含む)」、発注者においては、「監督員」、「主任監督員」、「総括監督員」等とする。

ただし、これによりがたい場合は、協議により決定できるものとする。

(セキュリティ関係)

第4条 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。

2 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに受発注者間で報告及び対策を行うこと。

3 個人情報など機密情報の記載がある工事帳票については、情報共有システムにて発議しないものとする。

4 受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、工事完成検査終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。受注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認し、その旨発注者に報告すること。

5 発注者は「大分市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(検査)

第5条 大分市電子納品運用ガイドラインに完成検査の項があるが、情報共有システム活用工事においては、要領に記載のある内容を採用する。

(アンケート)

第6条 受注者は、監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員へ提出すること。

(その他)

第7条 この運用及び要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

令和4年4月1日から適用する。

附 則

令和5年4月1日から適用する。

附 則

令和6年4月1日から適用する。

附 則

令和6年11月1日から適用する。

附 則

令和7年4月1日から適用する。

【予定価格130万円を超える土木工事】

第〇条 情報共有システム活用工事（受注者希望型）

- （１）本工事において情報共有システム活用を行う希望がある場合、対象工事とし、次項によるものとする。
- （２）受注者は、工事着手前までに対面による打合せ又は電子メールにより実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定すること。また、電子納品実施の有無についても決定すること。
- （３）実施は、『大分市建設工事の情報共有システム活用要領』に基づき行う。
- （４）監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員へ提出すること。

【予定価格 130 万円以上かつ発注者が指定する営繕工事(プラント設備除く)】

第〇条 情報共有システム活用工事（発注者指定型）

- （１）本工事は、情報共有システム活用工事である。
- （２）受注者は、工事着手前までに対面による打合せ又は電子メールにより実施内容について監督員と協議を行うこと。
- （３）実施は、『大分市建設工事の情報共有システム活用要領』に基づき行う。
- （４）監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員へ提出すること。
- （５）費用については、共通仮設費にシステム利用料として本工事費に計上されている。